

第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請を受け付けています。

趣 旨

先の大戦で公務等のために国に殉じたものと軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、その遺族に対して、国として弔慰の意を表すために支給するものです。

支給内容

償還額が年5万円で5年償還、額面25万円の記名国債

支給対象

戦没者等の死亡当時に生まれていた遺族で、令和2年4月1日において、恩給法による公的扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金などを受ける方がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

- (1) 令和2年4月1日までに、戦傷病者戦没者遺族援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の ①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計を有していること等の要件を満たしているかどうかで、①～④の順番が入れ替わります
- (4) 上記の(1)～(3)以外の戦没者等の三親等以内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していた者に限ります。

請求方法

- ▶ 請求期間 令和5年3月31日まで ※受付時間は午前9時～午後4時まで
- ▶ 請求場所 九重町役場1階 健康福祉課 窓口
- ▶ ご持参していただくもの

①～③は必須

- ①印鑑(シャチハタ等のゴム製品のものやスタンプは不可)
- ②本人確認できる書類(運転免許証やマイナンバーカードなど)
- ③令和2年4月1日以降の請求者の戸籍抄本

- ④戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者の続柄を証する戸籍
→前回受給申請された方以外が申請する場合、④が必要です
- ⑤代理の方が申請する場合は、委任状(所定の様式があります)と、本人確認書類(運転免許証等)

※場合によっては、①～⑤以外にも必要書類が生じることがあります

国債の交付について

- 交付の準備が整いましたら、通知にてお知らせします。
- 申請から交付まで1年程度時間を要します。
(裁定都道府県が大分県以外の場合は、1年～2年程度時間を要します)

